

## 仙台青葉学院短期大学 学生懲戒規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第42条第3項の規定に基づき、学生の懲戒について、必要な事項を定めるものとする。

### (懲戒の内容)

第2条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 出校を禁止すること。期間は6月以下の有期又は無期とする。
- (3) 退学 退学させること。

### (状況報告)

第3条 教職員は、学生に学則第42条第1項に該当する行為（以下「懲戒対象行為」という。）があったときは、速やかに当該学生が所属する学科長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた学科長は、直ちに学長に報告するものとする。

### (自宅待機の措置)

第4条 前条の報告を受けた学科長は、必要に応じ当該学生に自宅待機の措置を講ずることができる。

2 教育的観点から特に必要があると認められるときは、自宅待機期間の全部又は一部を停学期間に算入することができる。

### (事実関係の調査)

第5条 学科長は、懲戒対象行為に係る事実関係及び懲戒処分の必要性等について調査を行うものとする。

2 試験における不正行為については、前項の規定に関わらず、教務委員会及び事務局において調査を行い、その結果を学科長に報告するものとする。

### (審議)

第6条 学科長は、前条の調査が完了したときは、速やかに教授会及び運営協議会に諮り、その結果を学長に報告するものとする。

### (処分の決定)

第7条 学長は、前条の報告を受けた場合は、懲戒の是非を検討し、懲戒処分を決定したときは、懲戒処分通知書により当該学生及び学生の保証人（父母等）に通知するものとする。

2 懲戒処分については、処分内容（学生の氏名を除く。）を学内に公示するものとする。

(停学中の指導)

第8条 各学科においては、停学中の学生に対し、定期的に面接等により教育上の指導を行うものとする。

2 停学中の学生は、常に居所及び連絡先を明らかにするものとする。

3 停学中の履修登録については、これを認めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。